
◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第6、議案第20号 令和2年度松崎町温泉事業会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第20号 令和2年度松崎町温泉事業会計予算についてでございます。

詳細は担当課長から申し上げます。

（生活環境課長 鈴木 悟君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） 一番最初のほうの業務の予定量というところで、自家用323戸営業用その他30戸というふうになっております。ちょっと、関連質問という形になるかと思うんですが、この営業用というところに、たとえば、農業に使うという場合は、この温泉というものを使っていたくということは、可能なものでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 松崎町の温泉管理条例の中で、ですね、温泉供給の種別というのが第4条にございまして、自家用、営業用その他とございまして、営業用につきましては、旅館、簡易宿所の営業用のみに使用するとなっておりますので、この営業用におきまして、農業用に使うことはできないというふうに考えております。

○1番（田中道源君） はい、ありがとうございます。もう1点、聞きたいんですが、これも、直接予算とは関係無いかもしれませんが、那賀のですね、今、花畑をやっておりますけれども、あそこに農道というのがございまして県の事業で舗装をさせていただいているんですけども、1カ所、まだ、舗装がなされていない所がございまして、それを陳情というか、お願いしに行ったところ、下に温泉管が入っているので、その交渉がつかないと進められないようなことを聞きました。もし、それについて、そののどういうふうに関心しているのかというのが今わかりましたら、教えていただけますか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 今の那賀の花畑の中で、県のほうで舗装しておりますけれども、温泉の配管の関係でそのの所が工事できないというようなお話ですけれども、ちょっと、この件につきましてはうちのほう聞いておりませんので、来年度の予算の中では、那賀の

花畑の・・・、今駐車場がありますけれども、あそこから、山芳園さんのほうに入っていく道がありますけれども、その所に、堰がありまして、その渡っているところの、温泉管の配湯管の移設工事はありますけれども、今、ちょっと議員のおっしゃっている所はそこでは、ない・・・。

(○1番(田中道源君)「そこです。」)

○生活環境課長(鈴木 悟君) そこにつきましては、もう、県のほうとはですね、話のほうはすんで・・・、こちらの予算の中に計上させていただいております。

○1番(田中道源君) ありがとうございます。ということは、もう、大体、話としては、ついていて進むということ何だろうな・・・、と思うんですが、大体いつ頃の予定とかっていうのはわかりますでしょうか。

○生活環境課長(鈴木 悟君) 時期につきましては、その農道整備につきましては、県の工事でございますので、県の工事がいつになるのかということによって、それに伴いまして、町のほうも、移設の工事の発注をさせていただくということでございますので、現状ちょっとまだ、今いつかというのは申し訳ないですが、未定でございます。

○5番(深澤 守君) 関連の質問をさせていただきます。今、依田邸の温泉については、管理が企画観光課というふうに向っているんですが、これ、効率的に考えた**・・・、いろいろなことを考えると、温泉会計で一本で管理したほうが、効率的じゃないかと思われるんですが、その辺についてのご回答いただけますか。

○生活環境課長(鈴木 悟君) 私どものほうは、収益を、温泉供給しまして収益を得るような形になりますけれども、依田邸につきましては、購入の時点で、一般会計のほうで購入をして現在企画観光課のほうで、管理をしているということでございます。これにつきまして、町の、温泉会計のほうでみたらどうかという御質問ですけれども、これにつきましては、現状私どものほうが、今管理をするという予定は、今のところございません。

○5番(深澤 守君) これからも管理するという考えはございませんか。

○生活環境課長(鈴木 悟君) すいません、これからにつきましても、1カ所だけのアレになりますけれど、そちらのほうはちょっと検討のほうはしておらない状況でございます。

○議長(藤井 要君) 他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第20号 令和2年度松崎町温泉事業会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。
